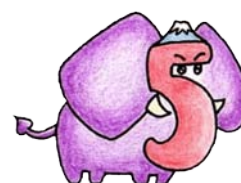


資料 1

富士見市第5次基本構想の骨子（たたき台）

目 次	
第1部 序論	
第1章 基本構想とは	
1 計画の構成と期間 .....	1
2 これまでの歩み .....	1
第2章 第5次基本構想の策定にあたって	
1 自治体を取り巻く環境 .....	3
2 市民意向等からみた課題 .....	3
3 まちづくりの主要課題 .....	9
第2部 第5次基本構想	
第1章 まちづくりの理念	
1 基本理念 .....	1 2
第2章 富士見市の将来像	
1 将来都市像 .....	1 2
2 主要課題別の今後の方向性.....	1 2
参考 将来人口 .....	1 9





◆第1部 序論

第1章 基本構想とは

1 計画の構成と期間

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
<b>基本構想</b> 将来都市像と基本目標を定めたもの	10年間											
<b>基本計画</b> 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に定めたもの	前期5ヶ年					見直し			中期5ヶ年			
<b>実施計画</b> 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して実施するもの	3カ年			3カ年			毎年見直し					
	3カ年			3カ年			毎年見直し					

2 これまでの歩み

本市は、昭和47年の市制施行以来、4度にわたって基本構想を定め、計画的にまちづくりを推進してきました。

- 第1次基本構想は、『明るい豊かな生活、文化的な機能を持った住宅都市の建設』を将来都市像として、人口の急増に対応するため、区画整理などによる基盤整備のほか、学校や保育所などの教育・福祉施設の整備を重点的に進めました。
- 第2次基本構想は、『住宅と産業の調和した緑あふれる文化都市』を将来都市像として、産業面を強化するため、工業団地の造成や駅周辺の商業振興を進めたほか、コミュニティパーク構想、教育ゾーンの整備、鶴瀬駅東通線を都市軸に位置づけるなど、都市としての主要機能の配置や骨格の形成を進めました。
- 第3次基本構想は、『ふれあいと生きがいのある生活都市』を将来都市像として、駅周辺の区画整理事業を推進するとともに、本市の歴史や自然条件を生かし、水子貝塚公園、難波田城公園、山崎公園などを整備したほか、ケアセンターふじみや中央図書館が完成するなど、市民生活にうるおいと豊かさをもたらすまちづくりを進めました。
- 第4次基本構想は、『一人と自然ー ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市』を将来都市像として、「自然と共生するまち」「安全で快適に暮らせるま

ち」「健康で安心して暮らせるまち」「心豊かな文化を育てるまち」「活気に満ちた産業のあるまち」「市民と行政が共につくるまち」の6つの基本目標を定めました。土地利用に関しては、交通立地の有利さを生かし、シティゾーンに隣接する地域を、新たに業務流通ゾーンに位置付けたほか、自然環境の保全と人々の交流を図るため、水と緑と歴史のルート、水と緑の散策ルートを設定しました。

この構想に基づき、区画整理事業などによる市街地の整備を進め、市の都市軸である鶴瀬駅東通線が、駅前付近を除き、利用できるようになったほか、火葬場斎場の整備、文化の杜公園などの公園整備を進めました。

また、市内全小中学校の耐震化を完了したほか、放課後児童クラブの全小学校への設置や保育所の建設など、社会情勢の変化や市民ニーズの高い分野への対応を図りました。

この他、市民文化会館や鶴瀬西交流センターなど生活にゆとりをもたらす施設が完成したほか、自治基本条例や市民投票条例を制定し、市民参加・協働のまちづくりに取り組んできました。

計画期間内には、上福岡市、三芳町、大井町との合併協議がありましたが、各市町で実施した住民投票の結果などを踏まえ、2市2町による合併は見送られることとなりました。

## 第2章 第5次基本構想の策定にあたって

### 1 自治体を取り巻く環境

- ① 少子高齢化と人口減少社会の到来
- ② 経済の低成長時代の到来
- ③ 地球温暖化対策・資源循環型社会への対応
- ④ 安心・安全なまちづくりの推進
- ⑤ 厳しい財政状況と健全な財政運営の推進
- ⑥ ライフスタイルの多様化、ニーズの多様化
- ⑦ 地方分権の進展
- ⑧ 市民・地域主体のまちづくりの推進
- ⑨ 将来を担う子どもたちの健全な育成
- ⑩ 高度情報化社会への対応
- ⑪ 国際化の進展と多文化共生社会の実現
- ⑫ 男女共同参画社会の実現

### 2 市民意向等から見た課題

#### (1) 市民意向等から見た本市の課題

##### ○市民意識調査

##### ・住みごこち・定住意向

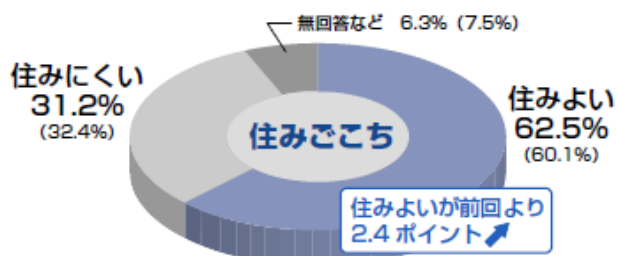
住みよいと感じている回答者は、62.5%で住みにくと感じている回答者を大きく上回っています。

住みよい理由は「緑や公園が多い」「通勤・通学に便利」「買い物に便利」が上位となっています。

一方、住みにくい理由は「道路・下水道などの未整備」「買い物に不便」「保健・医療体制不足」が上位となっています。

住みごこちと定住意向についての  
前回調査（平成18年）との比較

( ) 内は前回調査



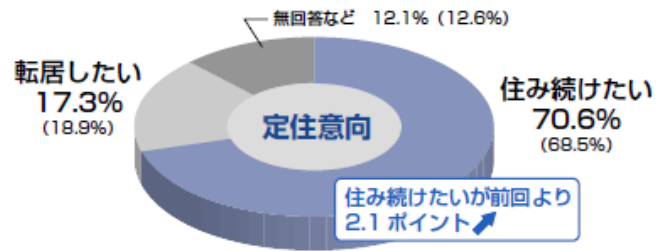
##### 住みよい理由

1位	まわりに緑や公園が多い	(3位)
2位	通勤・通学に便利である	(2位)
2位	買い物に便利である	(1位)

##### 住みにくい理由

1位	道路や下水道などが整備されていない	(1位)
2位	買い物に不便である	(4位)
3位	保健・医療体制が不足している	(2位)

今後も住み続けたいと感じている回答者は70.6%と転居したいと感じている回答者を大きく上回っています。



転居したい理由は「買い物に不便」「医療体制の不足」「通勤・通学に不便」が上位になっています。

「買い物」「通勤・通学」については、住みよい理由、住みにくい理由、転居したい理由の上位になっており、回答者の属性によるところが大きく、評価の分かれるところです。

### 転居したい理由

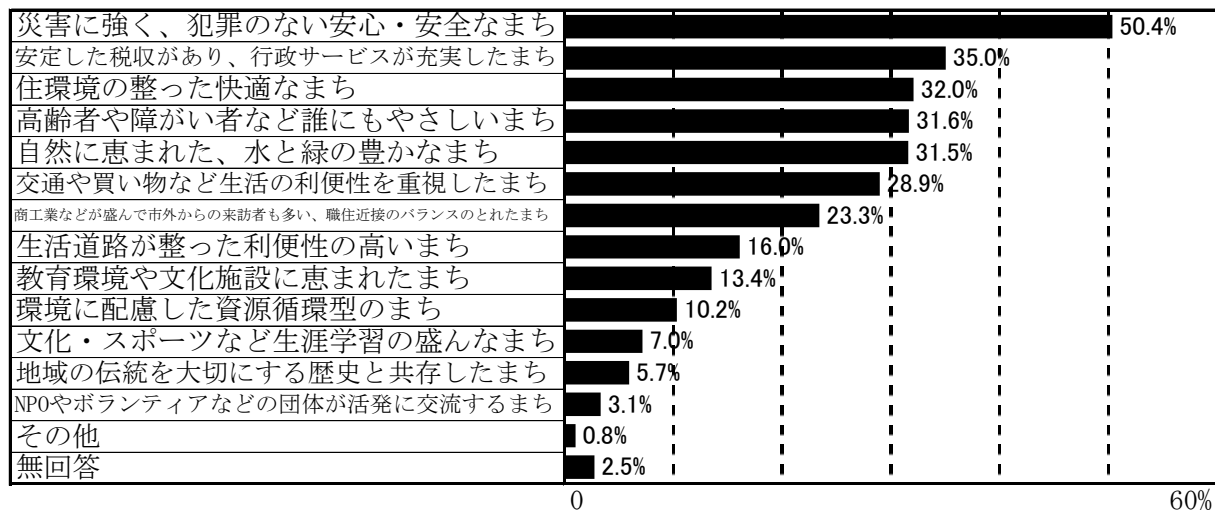
1位	買い物に不便	(3位)
2位	医療体制が充実していない	(2位)
3位	通勤・通学に不便	(10位)

### ・富士見市が将来どんなまちであってほしいか？

本市の将来像では「災害に強く、犯罪のない安心・安全なまち」が最も多く、約半数を占めています。以下「安定した税収があり、行政サービスが充実したまち」「住環境の整った快適なまち」の順となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「災害に強く、犯罪のない安心・安全なまち」が最も高くなっています。

子どもからお年寄りまで、全ての市民が災害や犯罪などがなく、安心して安全な日常生活を営むことができるまちを願っていることが伺えます。



### ・施策の重要度・満足度

現在、市で取り組んでいる各施策のうち34項目で、重要度が高く満足度が低い、いわゆる重点改善施策は、第1位が「安全で快適な道路の整備」、第2位が「行財政改革」、第3位が「医療サービスの充実」、第4位が「地域防災力の向上」、第5位が「介護保険事業の推進」、第6位が「高齢者相談体制の充実」、第7位が「地球温暖化対策」、第8位が「放置自転車・違法駐車対策の推進」、

第9位が「福祉のまちづくり」、第10位が「保育サービスの充実」となっており、主に身近な日常生活の安心・安全に対する施策が、重点的な課題として認識されています。

#### ・重点的に取り組むべき施策

今後のまちづくりで特に力を入れるべき施策については、「高齢者福祉の充実」が最も高く、次いで「医療体制の充実」「駅周辺の整備」「商工業の振興」「道路の整備」の順になっています。このことから、安心・安全、快適、活性化といったまちづくりの施策に力を入れていくことが求められていると言えます。

### (2) 市民会議における課題（概要）

#### ①まちづくり環境・建設部会

(分野) 土地利用、環境、公園緑地、道路、交通、防災防犯、産業等など

首都 30km 圏内にあつて貴重な緑が広がっていることは本市の大きな特徴であることから、緑地、湧水など、自然環境の保全と活用に取り組むことや、地域の特性を活かした計画的な土地利用の推進、地域主体のまちづくりを進めるため仕組みづくりなどが挙げられました。また、公園整備については、用地確保が困難なため未整備地域もありますが、防災の観点から計画的に整備を進める必要性について意見がありました。

環境施策については、地球温暖化対策、ごみの減量、リサイクルの推進など市民と行政が一丸となった取り組みが挙げられました。

道路整備については、高齢化の進行などを踏まえ、歩行者空間の整備や段差の解消などだれもが利用しやすいよう配慮するとともに、狭い道路は今後も整備を進めていくことについて意見が出されました。また、大雨や台風などによる浸水被害は、河川改修や排水ポンプなどの整備により減少しているものの、近年多発している局地的豪雨などによる都市型水害への対策や湧水保全のために雨水の浸透貯留対策の推進が挙げられました。

地域の防災、防犯体制など安心安全なまちに向けては、引き続き重要な課題であるという認識の下、町会の役割は今後より大きくなると考えられる反面、地域によっては、町会加入率の低さや町会組織の高齢化などにより十分な対応が出来なくなることが懸念されること、また、高齢者など要援護者への対応が挙げられました。

産業関係について、農業は市との連携による優良農地の保全、安定した生産基盤と経営基盤づくりをはじめ、“農住近接”の利点を活かし、地産地消の拡大、観光資源としての活用、体験農園としての活用など、市民の交流や他産業との連携などが課題とされました。商業については、地域密着の利点を活かすことや、消費者ニーズへのきめ細やかな対応、取り組み中の一店逸品運動など特色を持つことにより既存商店街の活性化を進めることなどの意見がありました。また、観光は、田園、河川、緑地などの自然や、

難波田城公園などの歴史遺産を地域資源として見つめ直し、積極的な活用やPRを行うことにより地域振興に結びつけてはどうかといった意見がありました。

## ②健康福祉部会

(分野) 健康、医療、福祉など

少子高齢化の進行に伴い、主に、子どもを安心して生み育てられ、生涯を健康で暮らせるまちを目指すための課題が挙げられました。

健康長寿に向けて、市民や地域との協働による健康づくりや介護予防などの取組み、がん検診や特定健診などの受診率向上、感染症対策の適切な実施や救急医療体制の充実が挙げられました。

また、子育て支援に関しては、保育所や放課後児童クラブにおける待機児童の解消や、保育サービスとともに妊娠から出産、子育てへと継続した支援体制の充実について取り組んでいくことなどについて意見がありました。

また、高齢者施策は、社会参加や生きがいづくりの推進、地域包括支援センターの利用促進、地域や行政などによる「あんしんネットワーク」の充実などについて意見がありました。また、障がい者施策は、地域生活への移行支援、総合的な就労支援、社会参加や相談体制の充実などとともに、言語相談や療育相談等の対応の充実を図りながら、ADHD等の発達障がいに対する支援などが挙げられました。

## ③教育文化部会

(分野) 生涯学習、学校教育、文化、スポーツ、国際、人権など

人権施策は、学校におけるいじめ対策や教育・啓発の継続、生涯学習については公民館や交流センターなどの連携強化とともに、市民の自主的な学習活動の支援の継続、また、生涯学習に参加した市民が「まちづくりを担う人材」となる仕組み作りなどが挙げられました。学校教育は、「教育に関する3つの達成目標」(学力、規律ある態度、体力)の実現を目指した、児童・生徒の個性を尊重した教育内容の充実、地域住民との連携による開かれた学校づくりの推進、児童福祉分野との連携などが挙げられました。

文化関係は、市民文化会館を拠点とした市民文化活動の推進と各施設との連携強化、文化財は、文化財を活かしたイベントや市民協働事業の拡大等により観光資源としての魅力の付加と市内外への積極的な情報発信などについて意見が出されました。

青少年の健全育成は、家庭、学校、地域、団体との連携などにより取り組んでいますが、地域では担い手不足などの課題が挙げられました。スポーツ・レクリエーションは、市民の健康づくりを進めるため、体育館やガーデンビーチの利用促進や快適に利用できるよう施設を改善していくことについて意見がありました。

## ④市民協働・自治・財政・行革部会

(分野) 市民参加、協働、コミュニティ、男女共同参画、行財政改革など

市民参加・協働については、自治の拡充に向け、より多くの市民が行政運営や市民協働の取組みに参加していく方策の検討、ホームページなどによる情報提供の充実、市民の意見を幅広く聴取するための広聴機能の充実のほか、職員に対しては、地域の一員として、市民参加・協働に関する意識啓発やコーディネート能力の向上が挙げられました。

コミュニティについては、町会などの地域コミュニティへの参加意識を高めるため、人と人とを繋ぎ、地域の幅広い年齢層が交流していくための仕掛けが必要という課題が挙げられました。

また、町会やコミュニティ団体の活動に対する支援とネットワーク化の推進、集会所、交流センター、公民館など地域施設の有効活用や担い手づくりが課題として挙げられました。男女共同参画は継続して啓発活動等に取組む必要性について意見がありました。

行政運営は、中長期の財政見通しを踏まえ、計画的に行政運営の推進や、そのために必要な財源を確保するための行財政改革の推進などが挙げられました。

市税をはじめ、それ以外の負担金や使用料などの収納率の向上や新たな歳入確保策の検討、また、窓口サービス向上のため市民が納付しやすい環境の整備や、出張所の重点化と効率化の検討などが挙げられました。

また、市の収入のうち個人市民税の割合が高いことに着目し、企業誘致など新たな税収確保だけにこだわらず、住み続けたいと思うような定住施策や人口増加による財源確保が挙げられました。

また、広域課題の解決や効率的な行政運営を行うため、事務の共同処理など行政サービスの充実に繋がる近隣自治体との協力関係の検討が必要であることが挙げられました。

### (3) 地域別懇談会における意見等（概要）

#### ①産業振興について

- ・豊かな未来あるまちづくりには、市の財源を生む産業を作る必要がある。
- ・財政を少しでも豊かにするためには産業（特に商業）が盛んにならなくてはならない。
- ・特殊性のある質の高い、現代的なニーズに応えた商店等の誘致や出店の奨励を進める必要がある。
- ・市内で働ける施設や企業の誘致を推進して労働人口を増やし、所得税の税収向上を図るようにしてほしい。
- ・農業、商業、消費者が一体となり、新しい産業を起こすことが大事。
- ・大型のショッピングセンター等を誘致するのではなく、市独自の産業を起こす必要がある。
- ・山室・勝瀬の開発は、ぜひ行っていただきたい。
- ・道の駅や観光コースを設け、観光客を誘致できないか。

#### ②安心安全なまちづくりについて

- ・今後も安心安全なまちづくりを強力に推進したい。
- ・高齢者等誰にでもやさしいまちづくりを。
- ・安心安全に生活できるまちづくりの計画を。

### ③市民参加・協働について

- ・財政が厳しいのであれば我慢も必要。無駄をなくし、ボランティアとしてやっていけることがあれば協力したい。
- ・できるだけ多くの市民が興味を持って積極的に参加できるようなまちづくりを進めていただきたい。
- ・市民参加が多くなるようなまちにしてほしい。
- ・コミュニティの充実したまちを願う。

### ④その他

- ・高齢化、少子化に対応できるまちづくりが必要だと思う。
- ・子どもたちが自由に遊べる場所が各地域にほしい。遊具はいらぬ。山や木があればよい。
- ・人に優しいまちづくりを共助レベルで考えてほしい。
- ・緑地、斜面林の開発は行わず、農地の最良の利用方法について熟考してほしい。
- ・今ある施設を活用して「心」豊かなまちを作っていきたいと思う。
- ・他市の成功事例に学び、地域特性にあわせたまちづくりが必要だと思う。
- ・若い人、新しく移り住んだ人たちが地元を振り向くための施策を進めてほしい。
- ・商業、農業、福祉、環境保全、市政参加等、人と人がふれ合う施策が必要だと思う。
- ・人づくり、交流推進費、PRにもっと投資すべき。
- ・商店街の活性化の取組み、工業発展の取組み、自然エネルギー活用の取組み、国県の助成金有効活用で農業・工業に新しい事業の取組みを
- ・高齢化社会を見据え、第4次基本構想にある基本目標4「心豊かな文化を育てるまち」は、さらに強力に推進することが必要だと思う。
- ・世界的規模で地球温暖化が進んでいるので、当市も温暖化対策に向けて取り組んでほしい。

(参考) 地域別懇談会におけるアンケート (ポスターセッション) の結果

内容	集計
「元気な富士見市」づくりをすすめるためにはどんな特色が必要と思いますか(2つ選択)	
地域資源の活用と産業活性化が図られ、市外からも多くの人がおとずれる活気あふれるまち ◎農業・商工業・観光振興 など	71
高齢者や障がい者の方などが暮らしやすい、福祉や医療の充実したまち ◎高齢者福祉、障害者福祉◎地域福祉活動、介護保険 など	67
道路や公園の整備が進み、快適な住環境が確保された快適に暮らせるまち ◎道路・公園・上下水道の整備など	60
災害に強く、犯罪のない安心・安全に暮らせるまち ◎防災・防犯対策の充実◎災害時要援護者の支援 など	51
町会活動等が盛んで、地域の力を活かした、地域が主体となるまち ◎市民と行政との協働◎町会やボランティア団体NPOによる活動の充実 など	46
安心して子どもを産み育てられるまち ◎保育所・放課後児童クラブ◎子育て相談◎教育相談◎学校施設	40
水と緑など自然環境への配慮と、地球温暖化対策など環境問題への取組みが充実したまち ◎緑地や湧き水の保全◎省エネやごみの減量化 など	37
社会教育、文化・歴史活動やスポーツなど生涯学習が盛んで、市民の心が豊かなまち ◎公民館・交流センター、キラリ☆ふじみなどでの生涯学習活動 など	34

### 3 まちづくりの主要課題

第4次基本構想までの取組み状況や課題、時代背景、また市民意向などを踏まえ、今後10年間で重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

#### (1) 子どもを安心して生み育てられる社会の実現

全国的な傾向と同様に、本市においても、年少人口や生産年齢人口の減少に伴い、10年以内には人口減少に転じることも予想されています。

このため、子どもを安心して生み育て、そして、家庭、地域、学校が手を携えて子どもたちの成長を見守り、将来を担う子どもたちを健全に育成していくために、仕事と子育ての両立への支援など総合的な子育て支援体制を確立します。また、子どもたち一人ひとりの個性や発達段階に応じた生きる力を育む学校教育の推進などが求められます。

#### (2) 生涯を健康で安心して暮らせる社会の実現

いつの時代も、すべての市民が、病気や障がいの有無にかかわらず住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができる社会が理想です。

全国の自治体と同様、本市においても、介護保険法や障害者自立支援法に基づき、高齢者福祉や障がい者福祉に取り組んでいるほか、近隣自治体

との連携による救急医療体制の整備などに取り組んでいます。今後も引き続き、市民ニーズにきめ細かく対応した施策を推進していく必要があります。また、生活習慣病などを防ぎ、健康管理を行うために、特定健診・保健指導の受診率向上や、健康づくりや介護予防に関する取組みの充実により健康で元気に暮らせる環境を整えていく必要があります。

### (3) 学習・文化の充実と市民が主役のまちづくりの推進

本市では、自治基本条例に基づき、市民参加・協働のまちづくりを進めています。核家族化の進行や生活様式の多様化、少子高齢化の進行などにより市民の生活上の課題も複雑化しており、これらにきめ細やかに対応するためには、今後も、ボランティアやNPOとの連携によるまちづくりを進めていく必要があります。また、地域コミュニティの中心的な役割を担っている町会活動について、町会加入率が地域によって差があるなどの課題があります。このため、子育てや子どもの育成、高齢者、障害者の生活支援、健康づくり、防災・防犯活動、環境美化など多様化する地域のまちづくりの課題を地域で解決できるよう、地域で支えあうことができる人づくり、組織づくりを目指していくことが必要です。

市民が年代を問わず学び、芸術文化やスポーツに親しむために、学習機会に関わる情報の共有化を進めることや公民館、交流センター、集会所など地域で利用しやすい施設が多くあることから、こうした施設の有効活用などにより自主的に活動できる環境を充実していくことが必要です。

さらに、市民が豊かな心を育み地域で活躍できるように市民の主体的な生涯学習活動の知識や社会経験などを地域のまちづくりに活かせるような仕組みづくりが必要です。

### (4) 産業振興と地域活性化の推進

本市では産業基盤の強化は、従来からの課題となっています。商業は、小売店数や年間商品販売額、売り場面積などが減少しており、市民の市内消費を促すための工夫など商店会の活性化策の検討が必要です。工業については、竹ノ内工業団地を整備して以降、大きな進展はなく、事業所数は、県内40市の中で最も少なく、製造品出荷額も県内市のなかで下位にあります。農業は、市域東部の稲作地帯は優良な農地が確保されていますが、後継者育成や新規就農者の確保が課題です。

産業基盤の強化は、まちの活性化や雇用の創出など地域経済へ与える影響も大きいことから、安定した経営への各種支援や地産地消、産業誘致、などを検討していく必要があります。

また、本市の立地条件や地域資源などを活かしたまちづくりを進めるために、田園、河川、緑地などの自然や、歴史遺産などを地域資源として見つめ直し、積極的な活用やPRを行うことにより、地域活性化に取り組むことが求められます。

### (5) 安全で快適な日常生活環境の充実

水害などの自然災害や多様化・複雑化する犯罪などから市民を守るため、市民との協働による防災・防犯対策は今後も、継続した取り組みが必要です。

また、ごみの減量化や再資源化を一層進めるとともに、世界規模の課題である地球温暖化対策については、市民、事業者、行政が連携し、身近なできるところから取り組んでいく必要があります。

さらに、法律相談をはじめ各種相談や消費生活に関する情報提供・相談体制を整えるなど、良好な生活環境のもと安全で安心な日常生活を送れるための取り組みが必要です。

### (6) 都市基盤整備の推進

これまで市内の3駅周辺などで土地区画整理事業が進められ、市街化区域の約3割が土地区画整理事業により整備される予定です。一方、土地区画整理事業による開発が行われた地域以外には、狭あいな道路やオープンスペース（公園等）の不足、家屋が密集している地域もあり、限られた財源の中、緊急性の高い箇所からの優先整備や防災機能の強化など地域実情に即した整備が課題となっています。また、老朽化した道路及び橋梁の維持管理を計画的に進めていく必要があります。

また、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されていることから、この自然環境・景観を次世代に継承するために、緑地の保全に努める必要があります。また、本市の立地条件を活かし、地域の活性化と都市機能を充実するため、シティゾーンや柳瀬川水辺都市ゾーンなどの新市街地整備に向けて、地域実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

### (7) 計画的・安定的な行財政運営の推進

これまでも総合計画に基づく行政運営を進めていますが、結果を改善につなげる行政評価の仕組みを定着させる必要があります。また、行財政改革の計画的な推進により、歳出削減については一定の成果を挙げてきましたが、歳入確保に関する取り組みが弱く、依存財源の割合が高い本市にとっては、自主財源の確保による安定的な行財政運営が課題として挙げられます。

今後は、持続可能な自治体経営を行うために、予算、行政評価、行財政改革と連動した総合的な計画行政システムの構築や、自主財源の確保による安定的な行財政運営が必要です。また、地方分権時代にふさわしい職員育成に努めることが求められます。

## ◆第2部 第5次基本構想

### 第1章 まちづくりの基本理念

今後、富士見市が将来に向けてまちづくりを進めていくうえで、全ての分野に共通する基本的な取組み姿勢、考え方などを示します。【調整中】

○第4次基本構想における基本理念（参考）

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ・人と自然が共生できるまちづくり   | ・市民主体のまちづくり    |
| ・人間尊重と市民生活重視のまちづくり | ・身近な地域からのまちづくり |

### 第2章 富士見市の将来像

1 将来都市像 まちづくりの目標を定めます。【調整中】

#### 2 主要課題別の今後の方向性

##### (1) 子どもを安心して生み育て、将来へつなげることができるまち

子どもを安心して生み育て、将来を担う人材として健全に育成するため、地域全体で支えながら、市民ニーズにきめ細やかに対応した総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、児童福祉と教育の連携を強化しながら、子どもたち一人ひとりの個性や発達段階に応じた、生きる力を育む学校教育などを推進します。

##### ①児童福祉の充実

子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに成長できる環境を整えるため、育児負担の軽減や児童虐待防止の観点から、健診、相談、ふれあいの場の提供、地域・市民による子育て応援体制の充実、経済的負担の軽減に取り組めます。また、保育所や放課後児童クラブの整備、保育内容の充実により、仕事と家庭の両立を支援し、市民ニーズに対応した総合的な子育て支援体制を構築します。

また、障がい等の軽減や将来の生活適応能力の向上を目指し、発達の遅れや障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。

##### ②学校教育の充実

一人ひとりの児童生徒が豊かな心や生きる力をはぐくめるよう、基礎的な知識・技能の確実な習得や体力の向上に取り組む、心の教育を充実します。また、教職員の資質向上に努め、家庭や地域との連携によって学校の教育力をさらに高めながら、地域社会に信頼される学校づくりをすすめます。

障がいのある児童生徒のニーズに応じた適切な教育を充実し、個々の可能性や能力を伸ばし、自立のための能力形成をめざして、社会参加や交流教育を推進します。

児童生徒が安心安全な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

高等学校などの教育を受ける機会均等を図ることや、私立幼稚園などの就園奨励のため、経済的支援をすすめます。

### ③青少年の健全育成

心身ともに健康な青少年を育成するため、家庭や学校と連携しながら、地域における居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組みます。また、青少年の社会参加を促し、自主的な活動に対する支援を行います。

## (2) 生涯を通じて安心して生活できる福祉の充実したまち

子どもから高齢者、障がい者まですべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、健診等の活用により生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進します。また、市民ニーズに沿った医療供給体制の確立に努めます。また、関係者・関係機関が連携して地域全体で見守っていく体制を構築するとともに、高齢者や障がい者一人ひとりに応じた、日常生活支援や介護サービスの提供を推進します。

### ①健康づくりの推進

全ての市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施や、疾病等を予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組みます。

また、疾病等の早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病やメタボリックシンドロームへの対策を進めるため、特定健診・保健指導やがん検診の受診率向上を目指します。

### ②地域医療体制の充実

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援・強化し、近隣市町と連携しながら、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。市民には、日頃から地域医療に関する情報を積極的に提供します。

### ③地域福祉推進体制の充実

市民一人ひとりがともに支え合う地域社会を構築するため、意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

### ④高齢者福祉の充実

高齢者が住みなれた地域でいきいきと健康な生活を送ることができるよう、市民・行政・関係機関が一体となり、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や社会参加ができる仕組みづくりや就業、生きがいづくりの支援を行うとともに、介護が必要な高齢者が、在宅での生活を安心して送ることができるよう、介護保険制度等を適切に運用し、市民ニーズに合致したサービスを提供します。

### ⑤障がい者福祉の充実

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がいの特性やニーズに応じたサービスの提供や経済的負担の軽減に取り組みます。また、社会参加や自立した生活を送ることができるよう、施設整備や就業支援、移動支援に取り組みます。

発達の遅れや障がいのある児童に対しては、障がいの軽減や生活適応能力の向上を目指し、関係部署・機関との連携を強化しながら、障がい等の早期発見・早期療育に努めます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、共に生き共に支え合うまちを目指します。

### ⑥ 社会保障の充実

健康で安心して生活ができるよう、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険の適切な運用と啓発に努めます。また、生活保護は適切な運用と受給者の自立を促すよう指導を行います。

## (3) 学習・文化の充実と市民が主役のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりをすすめます。

また、生きがいと潤いのある生活を実感できるまちをめざし、生涯にわたる学習機会の提供や、身近な芸術文化、歴史に親しむ環境を整備します。また、市民と市がまちづくりのパートナーとして知恵と力を結集し、様々な課題をともに解決するため、市民一人ひとりの学習・文化活動を協働による元気なまちづくりへつなげるための仕掛けづくりや各地域におけるまちづくり推進体制の確立を目指します。

併せて、みんなで支えあう地域づくりを実現するため、コミュニティ意識の醸成を進め、主体的な地域の活動を支援します。

### ① 人権の尊重

あらゆる差別や偏見のないまちをつくるために、一人ひとりの個性を大切にし、すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進します。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく対等な立場で活動できるようにするため、男女共同参画社会の形成に向け、意識の啓発と環境づくりを進めます。

さまざまな国や地域の人々との交流を進め、習慣や文化の違いなどを互いに理解し、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えていきます。

### ② 市民自治の拡充

多様化、高度化する市民ニーズに対応した市民と協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例に基づく市民参加及び協働のまちづくりの必要性を広く市民に浸透させるための啓発を行うとともに、積極的に市民へ行政情報を提供していき、市民などが気軽に市政に参加できる環境づくりや新たな公共の担い手の育成につとめていきます。

地域ごとにコミュニティの特性があるため、その地域の実情に合った手法

により、地域力を高めていき、自分たちの住む地域のことは、自分たちで解決していけるような地域づくりを目指して、コミュニティ意識の醸成を進めるとともに、市民や地域、NPO、市民団体などによる地域活動を支援していきます。

### ③生涯にわたる学習機会の充実

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応えられる学習機会や施設、情報の提供など、生涯学習環境の整備と施設間の連携を充実していきます。また、生涯学習・スポーツ活動によって学んだ成果を、豊かな地域づくりに活かせるような仕組みづくりをすすめます。

### ④市民文化の創造

心豊かな生活が実感できるまちづくりをめざして、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、富士見市民文化会館キラリ☆ふじみなどを拠点として活用し、情報や場の提供に加え、人々との交流や協働の機会を充実するとともに、地域文化を推進する人材育成をすすめます。

### ⑤文化財の保存と活用

市の貴重な歴史文化資産を大切に保存・継承しながら、市民が郷土への理解や愛着を深めるため、市民参加の運営による事業を推進し、まちを活性化する資源としてより積極的な活用に努めます。

## (4) 産業の振興や地域資源の活用によるにぎわいのあるまち

優良農地の保全を図り、地産地消の取組みを推進するとともに、地域内消費が促進される活気のある商業空間の形成を支援し、農業、工業、商業の経営基盤強化による持続可能で魅力ある産業の振興を図ります。また、地域資源に新たな付加価値を見出すとともに、様々な業種や業態の企業等の進出を促進し、地域が活性化され、新しい特色が創出された、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

### ①農業の振興

農業を持続的に発展させるため、次世代に引き継ぐ優良な農地を保全しながら、安定した生産基盤と経営基盤づくりを進め、農業後継者や新規就農者が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

また、地産地消の取組みをさらに推進し、安全で安心な農産物を対外的に発信することで、地域内消費の推進と農産品のブランド化を進めるとともに、誰もが気軽に農業にふれあい、理解を深めることができる機会を充実させます。

### ②商工業の振興

地域のにぎわいと活性化の基盤となる商工業を持続的に発展させるため、地元商工業者の安定した経営基盤づくりの支援と、地域内消費が促進される活気のある商業空間の形成を進めます。

また、交通利便性を活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めるほか、市街地においては、様々な業種や業態による複合的な機能を持った商業施設の誘致を推進し、市内外の人との交流を盛んにするだけでなく、多様な雇用の場の創出していきます。

### ③勤労者福祉の充実

働きたいと思う誰もが安心して働き続けることができるために、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制の充実し、特に支援が必要な高齢者や障がい者のほか、若年層や外国人などにも幅広い就労の機会を提供し、雇用を促進するとともに、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

### ④地域活性化の推進

地域の活性化を図るため、恵まれた自然環境、水子貝塚公園や難波田城公園などの貴重な歴史的遺産、文化的資産としてのキラリ☆ふじみなどの地域資源を積極的に活用し、連携を図ることで付加価値を高めるとともに、効果的な情報の発信を進めます。

また、高い価値を持った農産物や名産品、工業製品を富士見ブランドとして確立し、新しいセールスポイントとして位置付け、市外からも多くの人を訪れるまちづくりを進めます。

## (5) 安全・快適な日常生活を送ることができるまち

環境に対する負荷を減らすことにより、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進し、市民と行政の協働のもと、快適な生活環境づくりを進めます。また、まちぐるみの連携が図られ、地域の防災力や防犯力が向上し、誰もが日常生活を安心して送ることができるまちづくりを進めます。

### ①快適な生活環境の創出

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、リサイクルや廃棄物の分別処理が徹底された循環型社会の確立を推進するとともに、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

また、市民、事業者、行政はそれぞれの役割を明確にし、相互の連携により環境美化を推進します。

### ②防災対策の充実

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

### ③防犯対策の充実

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識の向上と地域ぐるみの防犯活動の充実を図るとともに、市民、行政、警察の連携体制をより一層強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

#### ④消費生活、市民相談の充実

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれない安心な生活を送ることができるように、情報の提供に努めるとともに、様々な相談に対応できる体制に充実します。

### (6) 都市基盤が整備された快適なまち

快適な生活環境を創るため、水と緑の保全と活用をすすめ大切な自然を次世代に継承していくとともに、地域の特性等に応じた計画的な都市基盤整備をすすめます。

#### ①計画的な土地利用

活気と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、田園・自然環境や市街地の貴重なみどりの保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした秩序ある土地利用を進めます。

#### ②水と緑の保全と活用

水と緑に恵まれた自然環境を次世代に継承するため、田園、斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化遺産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用していきます。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として整備と活用をすすめるとともに維持管理の仕組みを工夫します。

#### ③市街地の整備

魅力あふれる質の高い都市をつくるため、人と環境にやさしい、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備をすすめます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出していきます。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めていきます。

新市街地については、住環境の整備と交通利便性など地域特性を踏まえた土地利用を進めるため、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備をすすめます。

#### ④道路・交通環境の整備

地域間の連絡の円滑化、身近な生活関連施設の整備、安全で快適な歩行空間や自転車が安心して利用できる交通環境の整備を総合的な道路・交通体系のもと福祉や環境に配慮し計画的に進めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設整備の充実や交通安全意識啓発など安全な交通環境の整備を進めます。

まちの美観と安全性を高めるために啓発や指導の強化などにより駅周辺

における放置自転車や違法駐車等の解消を進めるとともに、市民ニーズにあった市内循環バスの運行に努めます。

#### ⑤上水道の整備

良質で安全な水を安定して供給するため、健全な水道経営を行いながら、市民の節水意識の高揚を進めるとともに、給配水施設の耐震化や老朽化した水道管の耐震化、更新を進めるとともに災害時における供給体制を確保します。

#### ⑥下水道の整備

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組めます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めるとともに、水害の防止と湧水の枯渇を防ぐため、宅地内などの地下浸透処理を進めます。

### (7) 計画的・安定的な行財政運営をおこなうまち

質の高い行政サービスを持続して提供するため、広域的な連携や計画的で効率的な行政運営を進めていくとともに、中長期的な視点で持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営を行います。

#### ①計画的な総合行政の推進

厳しい財政運営が強いられている中でも、さまざまな市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、計画・実施・評価・改善のサイクルの確立により、限られた行政資源を有効に活用していくとともに、新たな公共の担い手との連携を含めた民間活力の積極的な導入や効率的で利便性の高い窓口サービスの実施など、常に費用対効果を意識しながら行財政改革に徹底して取り組み、計画的で効率的な行政運営を進めまます推進していきます。

また、少数精鋭の職員で対応していくために、職員一人ひとりの政策形成能力などの向上や機能的な組織、体制を構築します。

#### ②持続可能な財政基盤の確立

中長期的な視点により、市税収入などの自主財源の確保や公正・適正な賦課徴収につとめるとともに、新たな税財源の創出に努めます。行財政改革による歳出削減を行い、持続可能な財政基盤を確立し、安定した財政運営を進めます。

#### ③広域行政の推進

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組めます。

＜参考＞ 将来人口 【趨勢による推計】

※ 今後、現推計の社会増を上回る特殊要因（住宅開発など）を加味し、修正します。

本市の将来人口は、緩やかな減少傾向で推移し、平成 32 年には、平成 21 年に比べて約 1,200 人減少する一方、高齢者人口の割合は、基準年次と比べて 7 ポイント増加します。

○本市の将来人口推計

区分			平成21年 (基準年次)	平成27年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
総人口(人)			104,932	104,612	103,696
年齢 3 区 分 別	年少人口 (0~14歳)	実数(人)	14,755	12,982	11,375
		比率(%)	14.1	12.4	11.0
	生産年齢人口 (15~64歳)	実数(人)	69,641	66,234	65,085
		比率(%)	66.4	63.3	62.8
	高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	20,536	25,396	27,236
		比率(%)	19.6	24.3	26.3

※修正コーホート要因法による推計。基準年次の人口は、平成 21 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳を使用

○本市の外国人推計人口

	平成21年 (基準年次)	平成27年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
外国人人口	1,719	2,015	2,319

※回帰分析による推計

